ハ　共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策

(1)　報告基準日における各共同システム利用金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に共同化措置実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策

(2)　報告基準日における各共同システム利用金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み

三　次に掲げる方策その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ　経営に関する相談その他の共同システム利用金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ　早期の事業再生に資する方策

ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法第三十四条の十六第三項第七号の共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項）

第九十六条の十一　法第三十四条の十六第三項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　第五条第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二　共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

三　法第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

（法第三十四条の十六第三項第八号に規定する共同化措置の実施に要する経費）

第九十六条の十二　法第三十四条の十六第三項第八号に規定する主務省令で定めるものは、労働金庫等又は特定法人が共同化措置として実施する次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、共同化措置実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び共同化措置実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

一　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入

二　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報処理システムの整備

三　情報処理システムの設計、開発又は保守に係る契約の解約

四　その他その実施により共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該共同システム利用金融機関等の利用者の利便の向上又は当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの